

消費者安全調査委員会による情報の公表について（案）

平成 24 年 11 月 日
消費者安全調査委員会決定

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の行う事故等原因調査等は、事故等の再発・拡大を防止し消費者の安全を確保するために行われるものであるから、その情報をできる限り被害者等及び消費者に提供し、事故等の再発・拡大防止に役立てる、という要請がある。また、調査委員会の活動状況に関する説明責任を果たす観点からは、透明性の確保が求められる。

しかし、一方で、調査委員会が事故等原因調査等を適切に遂行することも調査委員会の責務であることから、調査の密行性や調査委員会での自由な議論が可能となる環境を確保して、円滑に事故等原因調査等を実施する、という要請もある。

さらに、事故等の原因関係者その他の関係者（以下「関係者等」という。）の正当な利益を害さない、という要請もある。

調査委員会による情報の公表については、これらの要請のバランスを保つ必要がある。したがって、調査委員会は、事故等原因調査等に係る情報について、原則として次のとおり取り扱うものとする。

第 1 調査委員会における情報の取扱い

1. 事故等原因調査等の内容及び結果の取扱い

- (1) 事故等原因調査等の内容及び結果の公表は、報告書による。
- (2) 上記(1)にかかわらず、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 31 条第 3 項に規定する場合のほか、報告書を公表するまでの間に、調査委員会が事故等の再発・拡大防止のため消費者へ情報を提供する必要があると判断した場合には、関係者等への影響を考慮しつつ、適切な範囲で情報を公表する。

2. 調査等を行う事故等を選定したという事実の取扱い

- (1) 調査委員会が特定の事故等を事故等原因調査等の対象として選定したという事実は、公表しない。
ただし、選定した事故等の件数及びそれらの属する製品・役務等の分野名は公表する。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当該事故等を選定したという事実を公表しても事故等原因調査等に支障がなく、関係者等への影響を勘案しても、消費者へ情

報を提供する利益が上回る場合には、選定したという事実を公表する。

3. 報告書の公表後における取扱い

調査により収集した情報、分析等のデータ、調査従事者の意見等の原資料は、報告書の公表後においても公表しない。

4. 申出に関する情報の取扱い

申出の件数及びそれらの属する製品・役務等の分野名を、消費者事故等に該当しない事案を含め、公表する。

なお、調査委員会は、法第29条第1項及び第2項の規定に基づき、申出に係る生命身体事故等の情報を消費者庁に通知する。

第2 委員等の対応

1. 事故等原因調査等の内容等について

委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、上記第1に基づき調査委員会が公表する情報以上のものは、公表しない。

2. 報告書について

- (1) 委員等は、報告書に記載された内容を消費者に分かりやすく解説することが推奨される。
- (2) 上記(1)の解説において、委員等が報告書について個人的な見解に基づき話をするときは、「私見によれば」と断り、調査委員会としての見解との区別を明らかにすることとする。
- (3) 委員等は、上記(1)の解説を行う場合などには、関係者等の正当な権利を害することがないように留意することとする（例えば、関係者等による個別の供述などについては、本人の同意なくこれを明らかにすることはできない）。

第3 検討

調査委員会における情報の取扱い及び委員等の対応については、具体的な事故等原因調査等の実施状況等を踏まえ、更に検討するものとする。